

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域設定が令和元年度までに解除された区域に係るものを除く。）」を「（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域設定が令和元年度までに解除された区域、又は令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に属する世帯のうち、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）の被保険者を除く。）」に改める。

第2条第1項第6号中「令和3年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）」を「上位所得層」に改め、同条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪

江町の一部及び富岡町の一部) の上位所得層の被保険者

別表第2条第1項第5号に該当する者の項対象保険料額の欄中「令和4年度」を「令和5年度」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同表第2条第1項第6号に該当する者の項減免の額の欄中「全部」の次に「(平成26年までに解除された地域の被保険者にあつては保険料額の1/2)」を加え、同項対象保険料額の欄中「令和4年度」を「令和5年度」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同表第2条第1項第7号に該当する者の項減免の額の欄中「全部」の次に「(平成26年までに解除された地域の被保険者にあつては保険料額の1/2)」を加え、同項対象保険料額の欄中「令和4年度」を「令和5年度」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同表第2条第1項第8号に該当する者の項減免の額の欄中「全部」の次に「(平成26年までに解除された地域の被保険者にあつては保険料額の1/2)」を加え、同項対象保険料額の欄中「令和4年度」を「令和5年度」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同表に次のように加える。

第2条第1項第9号に該当する者	対象保険料額の全部	令和5年度相当分の保険料額であつて令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する額のうち、令和5年4月分から9月分までに相当する月割算定額
-----------------	-----------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する秋田県後

期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和5年度保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。